平成２７年（フ）第５４号
新潟県五泉市上木越甲219番地１
債務者　渡邊　トシ
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　俊
4　破産債権の届出期間　平成27年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月12日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０号
新潟市東区中山４丁目５番12号
債務者　白川　優子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊津　良治
4　破産債権の届出期間　平成27年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月26日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７号
兵庫県たつの市新宮町上笹1171番地
債務者　北本　雅啓
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　破産債権の届出期間　平成27年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月29日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第２２号
鹿児島県鹿児島市紫原７丁目６番16号　七丁目ハイツ302号
債務者　永田　　洋
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１１号
北海道北見市大町89番地、前住所北海道北見市東陵町170番地43
債務者　寺澤　竜哉
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　昌博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第４４４号
北九州市八幡西区本城３丁目21番３号
債務者　小田　真美
1　決定年月日時　平成27年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　真聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第７６４号
仙台市泉区泉中央１丁目10番地の４　ピアチェーレ泉中央駅前205
債務者　榎本沙矢香
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　裕己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月29日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３０号
仙台市青葉区荒巻中央18番14号　西山アパート202
債務者　菊地　　明
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　　梓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月29日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第９５５号
広島市東区牛田東４丁目18－９　藤井健士方、住民票上の住所広島市東区牛田早稲田１丁目３番24―401号
債務者　中島　愛弓
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臼田　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７０号
広島市佐伯区薬師が丘１丁目18番４号
債務者　中向　彰次
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水中　誠三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月13日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７７号
広島市南区青崎１丁目４番４―203号
債務者　山根　　勝
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田森　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３３１号
高知市三園町294　丸三ハウス２Ｄ高山正行方、住民票上の住所高知市三園町294番地丸三ハウス２Ｄ
債務者　田内　優次
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　隆之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５６３号
北九州市小倉南区蒲生４丁目10番45号
債務者　植波　純子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊塚　允耶
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３５５号
和歌山市三葛550番地の２　フレグランス名草102
債務者　石田莉葉子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３９号
函館市宮前町７番15号　有料老人ホームみやまえ
債務者　佐々木武輝
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
函館地方裁判所